

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	6-7
許認可等の種類	登録票又は許可証の書換え・再交付			
根拠法令条例等・条項	毒物及び劇物取締法施行令第35条及び第36条			
許認可等の概要	登録票又は許可証の書換え交付 登録票又は許可証の再交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等に規定において言い尽くされているため)</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第35条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の記載事項に変更を生じたときは、登録票又は許可証の書換え交付を申請することができる。 2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事(販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。)に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事(その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項並びに第三十六の六において同じ。)に対して行わなければならない。</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第36条 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証を破り、汚し、又は失つたときは、登録票又は許可証の再交付を申請することができる。 2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠				